

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

西原町長 崎原 盛秀



記

1. 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域

「那覇北中城線沿道幸地地区」

「浦添西原線翁長地区」

「国道329号内間・掛保久地区」

「小波津・桃原・安室地区」

「兼久地区」

2. 都市計画を定める土地の区域

西原町字幸地、翁長、呉屋、津花波、棚原、内間、掛保久、小那覇、小波津、桃原、安室、我謝、兼久のうち別図に定める区域とする。

（上記別図は省略し、縦覧に供する。）

3. 縦覧場所

西原町役場 建設部 都市整備課

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により那覇広域都市計画地区計画を変更したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

西原町長 崎原 盛 秀



記

1. 都市計画の種類

那覇広域都市計画地区計画

「内間・掛保久地区」

2. 都市計画を定める土地の区域

西原町字内間、掛保久、小那覇のうち別図に定める区域とする。  
（上記別図は省略し、縦覧に供する。）

3. 縦覧場所

西原町役場 建設部 都市整備課

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により那覇広域都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

西原町長 崎原 盛 秀



記

1. 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域

「浦添西原線沿道区域坂田、那覇北中城線沿道区域坂田・幸地」

2. 都市計画を定める土地の区域

西原町字翁長、幸地のうち別図に定める区域とする。

（上記別図は省略し、縦覧に供する。）

3. 縦覧場所

西原町役場 建設部 都市整備課

告 示

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により那覇広域都市計画準防火地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年3月31日

西原町長 崎原 盛秀



記

1. 都市計画の種類

那覇広域都市計画準防火地域

「坂田地区」

2. 都市計画を定める土地の区域

西原町字翁長のうち別図に定める区域とする。

（上記別図は省略し、縦覧に供する。）

3. 縦覧場所

西原町役場 建設部 都市整備課